

神歯国保
jinsikokuho

**各種異動の手続きは速やかに
資格適用の適正化にご協力を**

当組合の資格取得、資格喪失、住所氏名変更等の諸手続きは、事業主を通して速やかに届出をされるようお願いしております。

手続きには下記のとおり各種届出用紙等が必要となりますので、届出用紙は組合に電話でご請求ください。

年末年始はご家族の異動、従業員の資格取得、資格喪失等大変多い時期となっております。特に、ご家族が就職等ですでに他の健康保険等に加入

入されているにもかかわらず手続きをされていないという事例が毎年多く発生しております。

当組合は皆様から徴収して

おります国民健康保険料および国、県等からの補助金を主な財源として運営されており、資格の適用を適正に行うことは、適正な保険料の賦課・徴収、国や県からの補助金の適正受領を行ううえで重要な意味あいを持っています。

資格の事務は届出があつて

はじめて事務処理が可能となりますので、資格適用の適正化のために、手続きをお忘れのないようご理解・協力をお願いいたします。

※各種届出用紙のご請求・お問い合わせは、

神奈川歯科医師

国民健康保険組合事務局

電話045-

641-5418

受付時間 月曜～金曜

(祝祭日を除く)

9時30分～17時30分

《 保険料納入証明書について 》

当組合で徴収している国民健康保険料は社会保険料控除の対象となり、年末調整の際には証明書の添付は必要ございません。確定申告の際に必要な納入証明書につきましては、平成21年1月中旬頃各診療所宛てに、院長先生分、従業員分を合わせて送付いたしますのでお間違いないようお願いいたします。

監事監査行われる

平成20年度上半期監査

平成20年度上半期の事業の執行状況についての事務監事

監査が、去る11月6日(木)

午後3時より国保組合役員会議室にて行われた。

小澤理事長以下理事者から

山下監事・花村監事に対して、

事業概要等について説明の後、

両監事の事務執行状況等の監

査があり、慎重審査の結果、

意見は次のとおりでした。

(記)

平成20年11月6日、国保組

合役員会議室において平成20

年度上半期の事業執行状況、

歳入歳出決算書、財産目録及

び諸帳簿並びに関係書類等を

精密に監査したところ、適法

かつ正確であることを認めま

す。

・資格取得のとき

従業員を加入させたいとき	従業員5人未満の個人事業所	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・療養付加金振込口座届
	従業員5人以上の個人事業所及び法人事業所	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・健保適用除外承認書の写し ・療養付加金振込口座届
家族を加入させたいとき	子供が生まれたとき	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・出産育児一時金申請書(加入者が分娩した時)
	結婚したとき	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)
	他の健康保険等をやめたとき	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・社会保険等離脱証明書又は退職証明書

※平成14年10月1日以降に70歳になられた方が加入される場合は所得額に応じて給付割合が異なりますので、所得を証明する書類が必要となります。

・資格喪失のとき

事業主の脱退、県歯科医師会を退会したとき	・資格喪失届(従業員分を含む) ・被保険者証(従業員分を含む)
従業員が退職したとき	・資格喪失届 ・被保険者証
死亡したとき	・資格喪失届 ・被保険者証 ・葬祭費支給申請書 ・死亡診断書又は埋火葬許可書の写し
他の健康保険等に加入したとき	・資格喪失届 ・被保険者証 ・新たに加入した被保険者証の写し

・その他

住所や氏名を変更したとき	・住所氏名変更届 ・被保険者証 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)
被保険者証を紛失したとき	・再交付申請書 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)
国民健康保険料の引落し口座を変更するとき	・預金口座振替依頼書
療養付加金の振り込み口座を変更するとき	・療養付加金振込口座届